

もし、虐待しそうになったり、してしまったら？

もし、虐待しそうになったり虐待をしてしまったときには、ひとりで抱えこまないで、まず信頼できる人に相談しましょう。また、相談できる人がいない場合は、市役所や児童相談所などに相談してみましょう。(電話番号は下記を参照)

虐待に気づいたらどうしたらいいですか？

虐待に気づいたり、「虐待かな?」と思ったときは、まずは市役所や児童相談所などに相談(通告)しましょう。これは、児童福祉法(第25条)及び児童虐待防止法(第6条)で義務付けられています。もしも虐待でなかった場合でも責任は問われません。また、連絡した内容や誰が連絡したかなどの情報は秘密にされますので、保護者にわかってしまうことはありません。

児童虐待は、早期発見できればその分解決も早いといわれています。通告はその第一歩です。



《通告・通報のポイント》

- ☆気づいたり、発見した日時
- ☆虐待が疑われる児童について
(氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、保育所、幼稚園、小学校など、わかっている範囲で)
- ☆虐待者について
(氏名、続柄、住所、電話番号、勤務先など、わかる範囲で)
- ☆虐待の内容
○どのようなことをしているのか
○身体の状態は ○いつから ○頻度は など
- ☆通告者の情報
可能であれば、氏名、住所、連絡先など

通告・通報先・各相談窓口 お気軽にご相談ください。(秘密厳守)

長岡京市役所 健康福祉部 児童福祉課	月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時	TEL.955-9558
家庭児童相談室	月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後4時	TEL.953-7710(予約制)
地域子育て支援センター	【エンゼル】開田保育所内 【たんぼぼ】深田保育所内	TEL.953-7711 TEL.955-6262
民生児童委員(長岡京市社会福祉課)	月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時	TEL.955-9516
京都府京都児童相談所	月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時	TEL.432-3278
子どもの虐待ホットライン(児童虐待防止協会)	月～金曜日(祝日除く) 午前11時～午後5時	TEL.06-6762-0088
ヤングテレフォン	24時間	TEL.841-7500
安心・子育てテレホン相談	月～金曜日(祝日除く) 午前9時～午後5時	TEL.0774-44-4188
子どもの人権110番 (京都府方法務局人権擁護課/京都子どもの人権専門委員会)	月～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時	TEL.231-2000 (留守番電話も使えます)
京都いのちの電話	24時間	TEL.864-4343
子どもの権利110番(京都弁護士会 子どもの権利委員会)	金曜日(祝日除く) 午後3時～午後5時	TEL.231-2335

発行 長岡京市 〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号 電話 075(951)2121(代表) FAX 075(951)7739
ホームページ <http://www.city.nagaokakyo.kyoto.jp/>

この冊子は、再生紙を使用しています。



気づいてください こどものSOS



子どもへの虐待の早期発見と防止のために

「子どもへの虐待」行為は子どもの成長を妨げる重大な人権侵害であり、子どもの心身に深い傷を残し、人格形成に大きな影響を与えます。

虐待は社会的、経済的、心理的なさまざまな要因から発生しており、親と子だけで解決することはむずかしく、ご近所や地域の人たちをはじめ、各関係機関が連携することが大切です。家族のみならず、周りの身近な人や地域みんなで協力しあって子どもへの虐待をいち早く発見し、防いでいきましょう。

長岡京市

子どもの虐待が深刻化しています。

保護者による「子どもへの虐待」は年々増加しており、深刻な問題となっています。

「子どもへの虐待」とは、親または親に代わる保護者などによる「子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達を妨げる行為」をいいます。

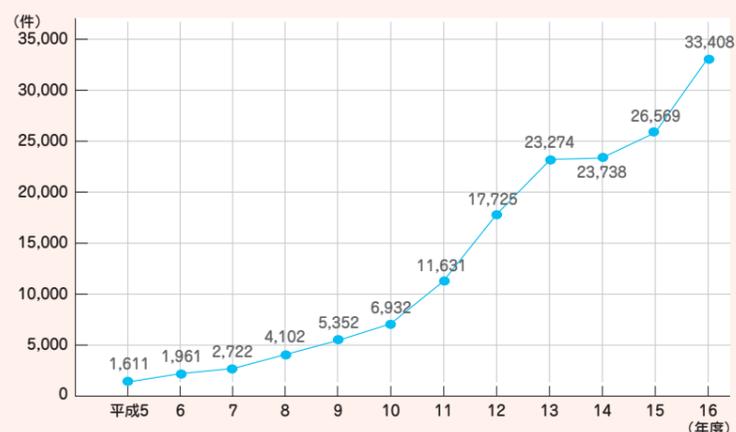
たとえ親の愛情からおこなわれた「しつけ」であったとしても、結果的に子どもが苦痛を感じ、子どもの心身に著しく有害な影響を与えているならば、保護者の思いがどうであれ、それは「虐待」にあたるといえます。

また、保護者自身が直接おこなってなくても、家族や同居者が虐待行為をおこなっているのを見かねふりし、放置したり、子どもの目の前で配偶者に対し暴力をふるうこと(ドメスティック・バイオレンス)も「虐待」となります。

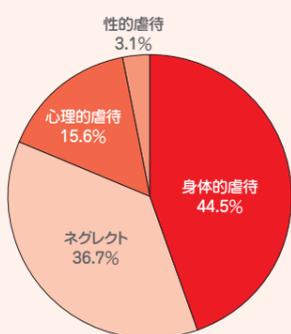


虐待相談の状況(全国)

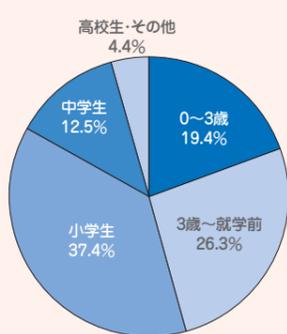
[児童相談所における虐待相談の件数]



[虐待相談の種別処理数] (平成16年度)



[虐待相談の年齢別処理数] (平成16年度)



資料:厚生労働省「社会福祉行政業務報告結果の概況(福祉行政報告例)」

児童虐待とは

社会問題化する子どもへの虐待を受け、わが国では「児童虐待防止法」が制定され、平成12年11月に施行されました。(平成16年4月に一部改正、10月施行)

この法律では、次のページにあげるような行為を「虐待」と定義し、学校の先生や保育士などをはじめ、医師・保健師など、子どもと接する機会が多い立場の人に早期発見の努力を促すとともに、国民全員に虐待を発見した場合の通告義務を規定しています。

児童虐待防止法

この法律は、児童虐待の定義(次ページ参照)を定めるとともに、

- ① 児童虐待の禁止
- ② 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士など児童虐待を発見しやすい立場にある人に早期発見の努力を促すこと
- ③ 虐待を受けた児童を発見した場合の国民の通告義務
- ④ 児童虐待を受けた児童について安全の確認とともに一時保護を行うこと
- ⑤ 児童委員や児童相談所などの職員による立ち入り調査や警察の援助
- ⑥ 保護者に対する指導を受ける義務
- ⑦ 親権の適切な行使

など、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進するためのものです。



身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

- ◆殴る、ける、投げ落とす、噛む、つねるなどの暴力
- ◆タバコの火をおしつける
- ◆おぼれさせる、首をしめる、縛る、逆さづりにする
- ◆異物・毒物をのませる など



性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること。

- ◆子どもへの性的暴行
- ◆性的行為の強要・教唆
- ◆性器や性交を見せる、ポルノグラフィーを見せること・被写体にするなど



ネグレクト(保護の怠慢・養育の放棄)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。

- ◆食事を与えない、入浴させない
- ◆病気や怪我をしても適切な処置をしない、病院に連れて行かない
- ◆家に監禁する、登校・登園させない ◆子どもを遺棄する など



心理的虐待

児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。

- ◆ことばによる脅し、罵声をあびせる、拒否的な態度を示す、無視、子どもの心を傷つけることを繰り返し言う
- ◆他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
- ◆児童の目の前でやられる家庭内暴力 など

(「児童虐待の防止等に関する法律」第2条 児童虐待の定義から)

虐待と思われる行為に出会ったら...

次のようなことが度々みられる場合、「虐待」の可能性がります。しかし、それらがすべて「虐待」であるとは限りませんので、判断に困る場合は、市役所や児童相談所等に相談してください。

子どもの様子

- ◎表情や反応が乏しい
- ◎態度がおどおどしている
- ◎不自然な傷が多い
- ◎発育に著しい遅れがある
- ◎予防接種や健康診断を受けていない
- ◎衣服や身体がいつも不潔である
- ◎季節にそぐわない服装をしている
- ◎子どもの泣き声が毎晩のように聞こえる
- ◎子どもが叩かれる音や子どもの叫び声が聞こえる
- ◎家に帰りがたらない
- ◎夜になっても外でひとりで遊んでいる
- ◎何気なく手を挙げて身構える
- ◎うそが多い
- ◎他の子どもとうまく関われない
- ◎虫や小動物をいじめたりする
- ◎傷や家族のことに対して不自然な答えが多い
- ◎抱こうとすると逃げたり、身を硬くする
- ◎おなかをよく空かせていて、与えようとがつつ食べる
- ◎性的なことに過度に反応したり、不安を示したりする など

親や家族の様子

- ◎毎日のように子どもを長時間にわたって泣かせている
- ◎大声で子どもに怒鳴ったり、体罰を加えたりすることがよくある
- ◎子どもが怪我をしたり、病気になるても医者に見せようとしていない
- ◎子どもだけ置いて出かけることがよくある
- ◎小さな子どもを車中に残してパチンコ等に熱中する
- ◎食事をきちんとさせなかったり、身の回りの世話をしない
- ◎飲酒し暴れることが多い
- ◎地域のなかで孤立している
- ◎子どもに対して拒否的な言葉や態度が多い
- ◎子どもをかわいくない、なつかないと言う
- ◎子どもへの態度や言葉が否定的で冷たい
- ◎保育士、教師との面談や家庭訪問を拒む
- ◎自分の思い通りにならないとすぐに体罰を加える
- ◎被害者意識が強かったり、いらいらしている など

